

飲料水に残留する医薬品に関する新聞報道について

平成 19 年 12 月 23 日付の朝日新聞にて「飲料水に微量医薬品」という見出しで、水道中に微量の医薬品が残留しているという厚生労働省及び国立保健医療科学院（以下「科学院」という。）の調査結果が報道されました。

この記事についての詳細と、厚生労働省が示した見解は以下のとおりです。

記事の詳細

- ・厚生労働省及び科学院では、排水等を通じて水道水源に流出・残留する可能性のある医薬品等について、平成 16～18 年度の 3 箇年で調査を行った。
- ・調査は、関東、関西地方 7 浄水場の水道原水について約 60 種類の医薬品成分を中心に行った。その結果、平成 17 年度には 58 種類中 20 種類、平成 18 年度には 60 種類中 25 種類が検出された。

これらの医薬品については、浄水処理過程においてほとんど除去されるため、水道浄水にて検出された医薬品は 3 種類のみ（濃度範囲は 6～31 ppt）であった。

- ・下水処理水中の医薬品の濃度に基づき、環境中で 10 倍希釈し、浄水処理過程で全く除去されないと仮定して実際に水道水から摂取される量を評価した結果、70 年間飲用し続けたとしても、摂取された総量は医薬品として使用される 1 日の最小投与量の 42% 程度である。急性経口毒性値と比較してもはるかに低いレベルに留まっていた。

厚生労働省の見解

- ・今回の調査で、水道原水で検出された医薬品の大部分は浄水処理過程で除去されるものの、3 物質について水道水からも検出されたが、その濃度レベルはきわめて低いものであり、健康影響上、現時点で直ちに対策が必要なものではないと考えている。
- ・厚生労働省としては、今後、平成 21 年度までの 3 箇年でさらに調査研究を継続して実施していく予定であり、医薬品による汚染状況や評価手法、適切な浄水処理方法に関する知見の集積を進め、水道水の安全確保に万全を期する考えである。